

事 務 連 絡
平成28年4月27日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉部（局） 御中
中核市
（熊本県、熊本市を除く）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

平成28年熊本地震による視聴覚障害者等への避難所等における情報・
コミュニケーション支援者の派遣に係る経費の取り扱いについて

標記については、平成28年4月22日付事務連絡により派遣が可能な意思疎通支援者の登録を依頼しているところですが、派遣職員に係る費用の取扱いについては、同日付事務連絡「平成28年熊本地震による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」と同様に、避難所（福祉避難所）からの要請であれば、派遣に要する人件費（実費）、旅費及び宿泊費（実費）は、災害救助法に基づく災害救助費から支弁されますので管内関係団体等に周知されますようお願いいたします。なお、在宅への派遣については対象となりません。

また、支給・精算方法ですが、職員の派遣後に、派遣元（派遣した都道府県）が依頼した被災県に請求し精算することになりますので、派遣に要する費用については、派遣元で立て替え払いをしていただくことを原則とします。

具体的な派遣につきましては、被災地からの要請がまとまり次第、調整することとしていますので念のため申し添えます。

（問合せ及び調査結果報告先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害者災害対策専門官 時末：tokisue-daiki@mhlw.go.jp

（代 表）03-5253-1111（内）3079

（ダイヤル）03-3595-2097（FAX）03-3503-1237